



第14回 江戸川区長期計画審議会 議事録

日時：平成14年1月18日(金)午後1時30分～午後3時15分

会場：江戸川区総合区民ホール「瑞雲の間」

<議事内容>

【松下会長】

それでは、ただいまから第14回の江戸川区長期計画審議会を開会いたします。本日の欠席でございますが、岩楯委員、白木委員、真田委員、杉委員、杉本委員から欠席の届が出ております。

それでは、今回の審議会は第4章第4節「区民参加による環境づくり」の基本計画について審議をいたします。

本日は、立案委員の岡島先生と北川委員さんにご出席いただいております。

それでは、本日の議事は既にお配りしております基本計画案について事務局の説明を得まして、その後で委員の皆様のご論議をいただくということで進めてまいりたいと思います。それでは、事務局のほうでよろしくお願ひします。永井主査。

【永井企画主査】

企画主査の永井でございます。よろしくお願ひいたします。

第4節の「区民参加による環境づくり」の基本計画案について、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、座らせていただいてよろしいですか。

それでは、1ページの「施策の背景」をごらんいただきたいと思います。新しい基本計画におきまして、環境問題は大きな柱の一つであります。増え続けるごみ、二酸化炭素などの増加による地球の温暖化、地球資源の枯渇など、深刻な環境問題が課題として横たわっております。これらの課題を解決して、21世紀の地球環境を次世代に残していくことが必要となっております。そのために5つの方向から課題を検討してございます。

第1は、「環境啓発・環境教育」であります。一人一人が被害者であり、加害者でもあるという特質から、区民全体が環境への理解をさらに深めていくための仕組みづくりが必要です。そのため、多様な学習の機会をとらえ、子供から大人まで体系的に学んでいけるようにすることが必要となっております。

第2は「資源の循環」です。ごみの減量をさらに進め、効果的にリデュース、ごみの排出量を減らし、リユース、繰り返し使用し、リサイクル、再生利用していく、資源循環型社会をいかに築いていくかが課題となっております。

第3は、「自然との共生・ふれあい」についてであります。本区の豊かな水辺に囲まれた自然条件、これを生かした「遊水都市」づくりの成果などをもとに、さらに生き物が棲める環境を整備し、自然と触れ合う機会を充実していくことが必要です。

第4は「都市環境問題」です。工場や事業所からの騒音や振動、自動車による排出ガス、振動、ダイオキシンや環境ホルモンなどの有害化学物質などの問題があります。ライフスタイルや事業活動を根本

的に見直し、区民、事業者、区がともに行動することが必要です。

第5は「地球環境への配慮」です。今まで述べましたことも踏まえて、区民や事業者が地球共同体の一員としての自覚を持ち、地球環境に配慮した生活や事業活動を行っていくことが課題です。

それでは、施策の内容を説明させていただきます。2ページめくりまして、3ページをお開きください。最初に「環境啓発・環境教育」ということでございますけれども、「区民と自然・地球環境との関連を学ぶ仕組みの充実」ということから説明させていただきます。

(1)につきましては「エコセンター」でございますけれども、これは暮らしと環境との関係をわかりやすく、体系的に学ぶ場として設置いたします。「エコセンター」の役割としては、次のようなことが考えられております。

まず、子供から高齢者に至るまで年齢や学習の形態、関心分野などに応じて体系的な環境学習プログラムを作成し、これをガイドブックなどの形で提供することでございます。

また、公園やビオトープなどを活用して、実践的な環境学習を行います。また専門的なものにつきましては、「江戸川総合人生大学」と連携していきます。

人材育成という面も重要でございますけれども、環境ボランティアなど、実践活動を支える人材育成も図ってまいります。

さらにITなどを活用して環境に関するさまざまな情報の提供を図ってまいります。問い合わせや相談につきましては、環境ボランティアなどがきめ細かく対応していく姿を考えております。

同じページの右側、(2)番でございますけれども、これは区民のさまざまな取り組みに対する支援について書いてございます。

まず、ごみの減量や資源のリサイクルなどにつきまして、さまざまな取り組みや知恵など、区民全体で共有していくような仕組みを築いてまいりたいと思っています。

また、町会・自治会、NPOなど、さまざまな団体が環境に関する学習の講座などを実施する場合の支援も図ってまいります。

また、区民・事業者・区が協働するための話し合いの場を設定し、環境に優しい生活や事業活動を行うための具体的な行動指針を定めてまいりたいと思っております。

4ページをお開きください。資源循環でございます。ここではまず、ごみの減量につきましてご説明をいたします。

まず(1)でございますけれども、10年間で取り組むべき段階的な目標を設定して、ごみを大幅に減らしてまいりたいと考えております。

(2)につきましては、学校や町会などの小さな単位ごとに出前講座を実施するなどで、ごみの減量に向けた効果や方法を知らせ、次に(3)のほうでも述べますけれども、消費行動につなげていくということを考えております。

(3)のごみを少なくする仕組みの構築でございますけれども、ごみの減量や分別方法などの実践例を区民全体で共有し、優れたものについては表彰をしていきたいと思っております。町会・自治会やNPOなどの団体とともに知恵を出し合い、費用負担のあり方などにつきましても検討してまいりたいと思っております。

さらに、消費者と事業者という立場でお互い協力をし合いながら、トレイや箱などの容器、包装紙、袋類といったものの使用をできるだけ少なくしていきます。さらに必要な分だけ購入するということで、「はかり売り」や「ばら売り」などについても促進してまいりたいと考えております。

(4)は産業廃棄物や建築副産物の排出抑制でございます。こういったものを国や都、事業者に要請し、また区民にも啓発に努めてまいります。

ページ右側でございます。「資源リサイクルの拡充」でございますけれども、(1)につきましては、不用品やリサイクル品の円滑な流通を促進するために区民・リサイクルショップ・フリーマーケットなどが連携して、情報を共有するための仕組みということで「区民流通ネットワークシステム」、仮称でございますけれども、構築していきたいと思っております。

(2)につきましては、資源リサイクルを確実に、効果的に行うために事業者、処理業者、区の連携を進めてまいります。

(3)修理マイスター制度でございますが、事業者などの技術の活用、あるいはエコセンターにおける人材育成などによりまして、物を長く大切に使うことができるような仕組みをつくっていきたいと思っております。

(4)につきましては、再資源化を促進するために、国や事業者に再資源化対象品目の拡大を要望し、またデポジット制度などの導入を働きかけてまいります。また、全国の模範となるような先進的な仕組みづくりにつきましても、検討してまいりたいと思っております。

(5)につきましては、IT化などによるさまざまな形の情報提供は行うわけなんですが、実際に各地域にリサイクルリーダーを要請し、ごみの減量や分別の方法などにつきましての知恵や知識といったものを普及してまいりたいと考えております。

(6)につきましては、区民や事業者のリサイクル製品の購入の促進でございます。そのための各種製品の紹介や、取扱店の紹介などを行ってまいりたいと思っております。

5ページをお開きください。「自然との共生・ふれあい」でございます。まず水と緑でネットワークする「いのちのオアシス」づくりでございますが、(1)につきましては、区民、ボランティア、NPOなどが水と緑を守り、育て、触れ合うことのできる仕組みを整えてまいります。そのため里親制度を導入するとともに、活動の場として公園や緑道など、花や樹木を育てられる場所を提供していきます。また人材の育成も図り、区民同士が交流する場としても整備してまいります。

(2)につきましては、「生物が棲息するための環境づくり」ということになりますけれども、エコセンターを中心に調査、研究を進めまして、区民がわかりやすい方法で情報提供を行います。また、チョウやトンボなどの身近な生き物と触れ合うことができるよう、学校や河川敷などにビオトープをつくってまいります。また豊かな生態系を回復・保全していくために、川、あるいは親水公園などを改良し、自然的環境の整備を進めてまいります。

(3)につきましては、「水と緑の拠点づくりの拡大」ということでございますが、まず、区内の水や緑に覆われた部分の割合、「みどり率」ということで、書かせていただいておりますけれども、これを高め、花にあふれた街をつくるための段階的な目標を設定し、区民全体で植樹や屋上緑化などの推進を行ってまいります。

次に区内の池や緑を調査し、区民と協力しながら保全し、さらに花や緑を増やすなど、充実を行い、水と緑の拠点としてまいりたいと思っております。また、限られたスペースの中で緑を増やすためには、区民や事業者と協力して屋上やベランダなど、緑化ができるような部分に、やはり花や植物を育てていきたいと思っております。

(4)につきましては、ただいま申し上げました水と緑の拠点、それから川やビオトープなどの生物の棲息拠点といったものを命の営みや尊さを実感できる「いのちのオアシス」として親水公園や花の道などで結び、ネットワークづくりを行ってまいります。

6ページをお願いいたします。「自然とのふれあいの拡大」でございます。「いのちのオアシス」をいかに活用していくかということで、書かせていただいています。

(1)につきましては、区民が自然と触れ合うきっかけづくりのために、さまざまな体験型のイベントを実

施してまいります。特に、本区の特徴である川や、親水公園などを利用して水に親しむことのできるイベントを若い世代がみずから企画・運営して、実施していくようにしていきたいと思っております。

(2)につきましては、日常的な自然体験活動ということでございます。葛西臨海公園などの大規模公園や、親水公園などを利用して、子供同士や、あるいは親子などで、自然体験ボランティアなどから、楽しく指導を受けることができる活動を充実していきたいと思っております。

(3)につきましては、心身のリフレッシュ、あるいは健康づくりのための利用ということで、区民が公園や健康の道などを利用して、ゆっくりと憩い、楽しく健康づくりを行うことを促進してまいります。そのために、例えば「いのちのオアシスマップ」など、さまざまなマップをつくり、あるいはベンチなど休憩施設を設置したり、全体の概要や現在の位置がわかるような地図も配置してまいりたいと考えております。

(4)につきましては、水辺とのふれあいということでございます。干潟の復元や再生、生態系に配慮した護岸への改修などを通じて、生き物が棲息しやすい環境を整備して、これを利用した鳥やチョウ、魚などとのふれあいといったことができるようにしてまいりたいと思っております。また、こういった自然とのふれあいを通じて、自然を守り、育てていくことの大切さを認識していただき、環境行動指針の実践や水辺の清掃など、自然環境保全のためのさまざまな活動につなげていきたいと思っております。

(5)ですけれども、農地でございます。これを緑や土のある身近な自然ととらえ、保全を図っていくとともに、区民農園やふれあい農園なども充実し、農業体験を通じた自然とのふれあいのできる機会を提供してまいります。

(6)でございますが、区民やボランティアなどの活動の支援ということで、花や緑を育てる活動、水辺の清掃活動など、さまざまな活動を支援し、ITなどを通じて情報を提供、活動の輪を広げてまいりたいと思っております。

7ページをお願いいたします。4. 都市環境問題・有害化学物質でございます。(1)につきましては、事業活動に伴う有害汚染の防止でございます。これは事業者の主体的な活動を支援するということで、相談や助言、創意ある活動の発表、表彰などを推進してまいります。また必要に応じて適宜、指導なども行ってまいります。

(2)につきましては自動車による環境汚染対策です。電気やハイブリッドなど、低公害車、あるいは東京都指定低公害車など、普及を図るために国や都などと連携し、進めてまいります。また区民や事業者と協力して環境に配慮した自動車利用ルールなどの徹底も図ってまいります。

そして自動車からの利用転換を図るということで、さまざまな施策を講じてまいりますが、公共交通につきましては、さらに利用しやすい環境づくりということで事業者と連携しながら進めてまいりたいと思っております。

自転車につきましては、やはり利用環境を整えるとともに、公共レンタサイクルの有効性などについても検討してまいります。さらに歩くということも大事なことでございまして、健康づくりという観点からも日常的に無理なく歩いていくということを進めていきたいと思ってございます。ここでは、例として、運動として、30分間の歩行「30ミニッツ・ウォーキング」という名前を仮称でつけさせていただきましたけれども、このような運動を進めながら、自動車からの利用転換を図ってまいりたいと思っております。

また騒音の防止につきましては、道路の低騒音舗装化などを進めるとともに、幹線道路につきましては、国や都に働きかけを行ってまいります。

(3)の近隣騒音などにつきましては、地域の中で解決できるような形の啓発活動、相談活動などを行ってまいります。

ページの右側でございますけれども、新たな環境汚染問題の対応ということで、有害化学物質汚染の取り組みがございます。有害化学物質を排出しないことは一番でございますので、そのような取り組み

を事業者、区民と協力しながら進めてまいります。また、有害化学物質に関する情報の収集、提供に努めながら、暮らしやすいまちづくりを行っていきたいと思っております。

最後8ページでございます。「地球環境への配慮」ということでございます。ここでは区民、事業者、区の地球環境保全のためのさまざまな取り組みをご説明いたします。

(1)でございますけれども、地球環境保全のための取り組みが楽しく活発に行われるための基盤ということで、エコマナーの導入を検討してまいりたいと考えております。

(2)につきましては、3ページで述べました行動指針を策定し、これをすべての区民が家庭、学校、職場などで実践することを促進してまいりたいと思っております。

(3)につきましては、事業者がISOの14000シリーズなどの環境マネジメントを取得することを促進するためにセミナーの開催や、情報提供、相談などを行い、区もみずから取得するための活動を行ってまいりたいと考えております。

(4)につきましては、「地球環境に配慮した区民生活の支援」ということでございますが、ITなどを利用した広報活動、あるいは区民まつり等のイベントの機会をとらえたわかりやすい広報活動ということを行いまして、区民が環境への責任を自覚して行動する消費者、グリーン・コンシューマーとして生活を実践していくことを支援してまいります。また環境家計簿や、花や緑を育てる活動など、区民のさまざまな取り組みを紹介し、この表彰などにより、取り組みの拡大を図ってまいりたいと思っております。

(5)につきましては、区民や事業者が資源やエネルギーをより賢く使うための生活や事業活動を見直していくことを支援してまいります。

(6)につきましては、緑地の保全、屋上緑化などによる拡大、水辺環境の保全や整備、道路の透水性舗装の推進などをトータルして行いまして、ヒートアイランド現象の緩和に努めてまいりたいということございます。

これらのことと区民や事業者とともに総合的に行うことを通じて、環境の江戸川区を具体化してまいりたいと考えております。以上でございます。

【松下会長】

それでは、ただいまのご説明につきましてご論議をいただきたいと思います。意見並びに提案がございましたら、お願いをいたします。

はい、上野委員、どうぞ。

【上野委員】

すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、6ページの(6)に水辺の清掃活動とあります。そこでちょっと疑問なんですかけども、夏場になりますと、子供達はフラワーガーデンの噴水で水遊びをしたり、あと親水公園でも、夏、暑くなってくると、すごく楽しみに子供たちはたくさん水遊びをしているんですけども、親水公園は夏前に掃除をしているのを見たことがあるんですけども、どうしても親水公園の水とかで遊びますと、子供たちが何か手足口病になったりとか、そういう病気になりやすいというのをほかの方から聞いてあります。

あと、ちょっと人から聞いて驚いたんですけども、親水公園でやっぱりワンちゃんとか犬のお散歩とかされている方もいらっしゃって、犬も喜んで水遊びをしているということを聞きました。そこで、もちろん子供は注意しても水遊びが楽しいので、動物の入った水で、どうしても水遊びするんですけども、その辺の、今現在の何か苦情といいますか、水辺の清掃活動というところで、具体的に今の現状とか対策、あと大変なことだと思うんですけども、その衛生的な面について具体的にお考えがあつたら、教えてい

ただきたいなと思っております。そうすれば安心して、またフルに活用させていただけるんじゃないかと思いましたので、お願いいいたします。

【松下会長】

現況を説明してください。はい、次長ですか。

【高城環境促進事業団事務局次長】

事業団の次長の高城でございます。親水公園には5路線ございまして、3路線につきましては子供さんが入る時期の夏のシーズンにはちゃんと塩素殺菌いたしまして、今のところはそういうたった水の品質管理には努めております。

また、一之江境川のようなところは年中自然の水を流しているわけですけれども、夏場、水の入るところにつきましては、ジャブジャブ池と言っておりますが、その部分につきましては子供さんが入ってもいいような形で塩素殺菌した水を流して管理している状態です。

また、水に関しましては親水緑道というものがあるわけですけれども、ここにつきましては、水に入らないで眺めてもらうというような感覚で自然の水を1年間ずっと流しているというのが現状でございます。

委員さんが心配されました手足口病みたいなものの苦情については今のところはございません。よろしくお願ひします。

【松下会長】

ほかにございませんか。はい、松井委員。

【松井委員】

4ページの「ごみの減量と資源リサイクル」の項の(3)「ごみを少なくする仕組みの構築」というところの消費者と事業者の協力というところで、トレイですとか、包装紙ができるだけ少なくするとか、はかり売り、ばら売りの仕組みづくりというのが書いてあるんですが、トレイや箱、包装紙というのは、今、スーパーなんかでもリサイクルの大きなボックスを入り口のところに設けているところが主流になってきているようなんですね。はかり売り、ばら売りというのは、ほんとうにできるのかなというのがこれを読んでの実感です。理想から言うと、さっきのグリーン・コンシューマーでしたっけ、そういう意識を持ったそういう消費者教育がすごく徹底して、そういうふうなことをやっている家の近くの商店街の小売店で買っていくと、ごみも少なくなるし、それから地域の小売店も活性化していくというのが理想だと思うんですけども、なかなかそこまで徹底できるかどうかというのはとても心配だと思うんですね。

実際には、全国展開しているスーパーなどや、コンビニで買い物をする人が、これからはやっぱり増えていくんだと思うんですよ。そうすると、「はかり売りやばら売りを促進していきましょう、こうしましょう」というふうな江戸川ルールを一生懸命つくっても、それがほんとうに根づいていくのかなと。そうすると、例えば杉並のレジ袋ですか。あれもいろんな意味で住民意識が高いぞと言われている杉並でさえ、話が持ち上がってから、すごく導入していくのに苦労しているのかなという印象があるんですね。ここに購入できる仕組みづくりを促進しますということだけじゃなくて、他の自治体と連携して、絶対にやりますよみたいなことでないと、江戸川ルールだけでは済まないんじゃないのかなという気がするんですけども、行政の方にも、それから先生にもそういうところの話を教えていただきたいと思います。お願ひします。

【松下会長】

はい、課長。

【白井副主幹】

後ほど、先生からまたお話をいただくということで、このはかり売り、ばら売りというのは実は基本構想にも書かれているところでございまして、今回の立案委員会で、無駄なものがかなり出ているんじゃないかなというお話がございました。これから世帯構成を考えてみると、一人暮らし世帯とか、高齢者のみ世帯とか、世帯数も1世帯当たりの人数も減ってきているところでございまして、そういう方に対して、江戸川区が進める場合は「推進」と書かせていただいております。「促進」というのは、事業者の皆さんなどとか、あとは東京都とか、そういうところと合わせて協力して進めるというのを「促進」というふうに書かせていただいているところでございますので、ここもそういう意味では江戸川区が「ばら売りをやりなさい」「はかり売りをやりなさい」ということは言えないわけですので、そういう商店街の振興にも、今、委員がおっしゃったようにつながることでございますので、ぜひとも、そういう商店街の新たな役割づくりも担うというような形で進めていきたい。区の意思としてはこういうことを、環境の面からしても、福祉の面からしても、商店街振興の面からしても必要になってきているのではないかということで、強い意識をもって書かせていただいているところでございます。

繰り返しますと、これは商店街の協力なり、お店の協力がないとできないことですし、そういうような土壤というのは江戸川区にあるのではないかと考えているところでございます。

【松下会長】

先生、お願いします。

【岡島委員】

ありがとうございます。今のお話のことと、それから全体にもかかわりあるんで、ちょっと二、三分全体のこと先にお話させていただければと思うんですけども。

環境問題をよくしようというのは、天下の流れなんですけれども、いろいろ突き詰めて考えると生活態度の見直しというようなことに尽きるわけですね。工業も何もありゆる問題がそういうことになってきて、街づくりにつなげるとすると、非常に抽象的な言い方ですけど、落ち着いた街づくりをしようということに、生活態度の変革と落ち着いた街づくりというようなところが1つの大きな流れとしては環境を考える上でそういう方向性が出てくると。

しかし、今、おっしゃったように規制で全部やる場合と、経済的な、「これをやると得しますよ」というようなやり方でやる場合とか、いろんな種類があると思うんですけども、そういう中で今回、江戸川区のこの構想でみんなで議論したのは「なるべく楽しく、前向きな形で、そしてまた緩やかな形での官民の協力」というようなところに視点を置いて、大きな流れをつくっていったらしいだろうと。

それから、1から5まで分かれていますけれども、よくご説明の中でもいろいろいくつありましたけれども、お互いどうしても関連するんですね。例えばエコセンターのようなものをつくれば、それはハードだけではなくて、ソフト面では自然との共生の拠点になったりとか、1から4までのことはある程度みんなで頑張れば、最後の地球環境はよくなるに決まっているということで、すべてが関連し合っているので、ここではこういう書き方としては、1、2、3、4、5と書いてありますけれども、お互いにどうしても組み合わせていかなければいけないということで、お読みいただければありがたい。

そして、今の4番の件ですけれども、仕組みづくりなども、ここでも書いてありますが、ある程度地域の

人たちが協力しないとできない。区全部でやるというのもなかなか難しいんで、ある街とか、街の中の半分とか、例えば、今、おっしゃったように1つのスーパーを中心とした周りのエリアだけでちょっとトライをしてみようとか、そういうようなやり方のほうがいいんではないかと考えています。

制度をつくるって区一斉にやろう、それから都庁と一緒にやろうといつても、それは僕はできないと思うんですね。そうじゃなくて、ニチイなり、ジャスコなり、何なり、そういうスーパーがあったら、その周辺の町内会と、その店とちょっとディスカッションして、できるところ、うちのはばら売りのこれだけだったらできるとか、そういうふうにして少しづつ前進していくという形で、だれでも朝起きて顔を洗って、歯を磨いたりするのはやらないと気持ち悪いですよね。なれてくると、そういうものじゃないかと思うんですね。最初、歯を磨くことをやり始めた人は結構一生懸命やんないとやらなかたんじゃないかと思うんですね。顔を洗うことも、そういうことも含めて。ですから、ある程度1のこと、例えばバターならバターでもいいんですけど、それがばら売りの癖が何となくまち中でつけば、バターばら売りというのは当たり前にならなければ、それだったら、しょうゆもできないか、こっちもできないかというふうに少しづつ広げるというようなやり方じゃない限り、なかなかそれと言ってもできないだろうと。方法論としてそういうやり方でもって進めていこう。

それから、ごみのほうは、今、松田美夜子さん、私も一緒になんですが、清掃のほうでごみの減量委員会というのが江戸川区にございまして、そこで、今、一生懸命やっているところなんですけど、とりあえず生ごみから今やっているんです。10年間で半分にしようとか、生ごみはほとんどなくしちゃおうとか、そういう具体的な目標をいくつか立てて、今、どこまでできるかやっているところなんです。

そのように一番最後にここに書いてありましたけれども、ある程度の目標値と、値のようなものをつけて、それに向かって何年かかかって少しづつやっていこう。途中でもちろん見直しということになりますけども、そういうような形で少しづつやっていこう。しかし少しづつやっていけば、10年後にはこんなに驚くような成果になるんじゃないだろうか。その1年ごとの刻みの具体的な事例というのはもうちょっと時間がかかるかと思うんですね。今、減量化委員会の方で一生懸命やっていて、それが出てくるのが、夏ごろか、いつかまでにはそちらの委員会のほうでは具体的に出していくということです。今、ご質問の件についてはそのような形でお互いに、私はできる地域で、できることからやるということが一番いいのではないかと思うんです。

ついでになんですけど、このマイスター制度のようなこともありますけれども、今のはばら売り以外の面でも、テレビでも何でもまだまだ使えるんだけど、何かわからないけれども動かないとか、コンセントの端っこが切れただけでも捨てちゃうという状況がかなりあるんですね、テレビとかいろいろなものでも。ですから、じゃ、電気屋さんや、自転車屋さん、いろんなところが近くにでっかいのができちゃって売れなくなつたとか、いろいろあるでしょうし、そういうこともいろいろ考えて、それじゃ、電気屋さんが修理してくれたら、もしくは引き取ってくれたりして、いろいろなことをすると、そこには別な財源から補填をしたらどうだとか、そうすると電気屋さんも売れなくとも、その電気屋さんで買ったものを持ってくれば、かなりきっと修理してくれるということになってきて、その修理代についてはある種エコマネー的な金から流れてくれるようなことはできないかとか、例えば修理をやりたいですと。うちの商売をやめるかどうか考えているんだけど、そういうことで食っていけるんなら、私やってもいいという人が出てきたら、そこでやろうというふうな形でできてきたところからやっていったらどうだろうかと。基本的にはそういうようにみんなで議論したところなんです。よろしいでしょうか。

【松下会長】

ほかに。竹内委員。

【竹内委員】

3点ほど質問と意見を言わせていただきますけれども、まず1点目がたしかに2000年に循環型社会形成推進基本法が国会を通って、たしか7本の柱ができて、1つはグリーン購入法だと、食品リサイクル法だと、建設リサイクル法だと、そういった7本の柱ができたと思うんですけれども、これからつくられていく部分もありますけれども、1つはその辺の法整備が整ってきて、その辺のことをもう少しこの中にうたってもいいのかなという気がします。これは1つはご意見としていただきたい。

2点目は、たしか今日の朝のテレビでやっていたんですけども、これは町田市の例でしたけれども、町田市というのは非常にリサイクルが進んでいるところで、簡単に言うと、市が公社をつくってリサイクルセンターなるものをつくって、それで要するに、先生がおっしゃっていたような家電製品だと、家具だと、使えるのに出してしまうというやうな……。それでリサイクルセンターをつくって、要するに市民の意識の中に物を大切にしていくうだとか、あともう一点は、雇用促進という面で、市民の方々のそういった熟年者も含めて、経験豊かな方がそういったところで働きながら、物をまた新たに生み出すといったことを、今日、テレビでやっていたんですけども、江戸川区としても、これはいろんな議論があると思うんですけども、私なんかはリサイクルセンターみたいなものを立ち上げて、それで区民の中からそういった運動を起こしていったほうが、私はいいんじゃないかなという意見なんです。これはいろんなご意見があると思うんですけども、そういうものについてはどうなのかなというのが2点目。

あと3点目はこの文書の中にもうたっていただきましたけれども、出前講座ということで、ごみの減量化に伴う啓発活動のところでうたっていただきましたけれども、私も議会で一般質問をさせていただいて、やっぱり出前講座でどんどん区民の皆さん方にいろんな知識を知っていただくという観点が一番大事だと思うんですね。特にこの環境全般にわたって、一番大事なのは環境教育というか、子供たちだけじゃなくて、やっぱり「環境というのはこういうことが大事なんですよ」といった教育が非常に大事だと思うんですね。だから、ごみの減量化だけじゃなくて、環境全体にわたって、出前講座のようなものをぜひどんどん積極的に、非常に知識豊かな職員の皆さん方がたくさんいらっしゃいますので、区民の皆さん方にそういった出前講座という形で、教えていただいたり、啓発していただいたりというようなことをお願いをしたいと思いますので。これは意見として……。3点言いましたけれども、ご意見というかいろんなあれがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【松下会長】

はい、じゃお願いします。

【岡島委員】

先生がおっしゃった法整備を書くというのは、そのほうがいいと思います。ただ、法律というのはなかなか読みにくいもんで、ここでは入れていないんですけど、何らかの形で押さえとしては入れるべきだと思います。

それから、今、先生が最初におっしゃったような「一言で済むようなこと」は本文にやはり入れておいて、注のようなものをつくっておいても、コラムというか、そういうのを置いてもいいと思います。いずれにしろ、世の中の流れがそういうふうになっているという意味で載せるべきだと思います。

それから、2番目の市が公社をつくるというような案で、町田の話なんんですけど、この環境のほうで議論が出てましたのは、役所がそういうことをしても、あまり有効にならないだろうと。天下りみたいな形がいっぱい増えるだけで、あまり役に立たないんじゃないかと。それよりは、今、現実にやっている業者の

方がいますね。その業者の方とか、それからNGOとか、そういう方々と、もちろん役所もかんで、何らかの新しい形の、結果的にはセンターみたいなことになるかもしれませんけれども、役所主導というよりは、役所協働というか、そういうような形で受け皿、基盤づくりは役所は汗かくけれども、実際の運営等は民間及びNGO、一般市民というものが有機的に動けるような仕組みをつくったほうがいいんじゃないだろうか。役所が何とかセンターというのをつくって、そのセンター長にまだだれかが来て、どうのこうのやると、すべてが役所的になって、人件費だけで倒れちゃうということになるので……。

いろんな事例もあります。おそらく町田のも、今、私どもが言ったようなところを生かした運営だと思うんですね。今までの形だと何とか公社、何とかセンターをつくると、役所のOBの方がセンター長か、公社長になって、そこに事務局長とか何とかというのがまたいっぱい来て、結局その動かし方というのは、役所と……。例えば日曜やらないとか、そういうようなことになってしまったり、いろんななってくると、結局金を入れた分だけ回収できないだろうというような議論が随分あります、ただおそらく町田のほうも形はセンターという名前で、市が主導というような報道かもしれないんですけど、私もよく知らないんですけど、おそらく中身としては私どもが議論したのに近い議論があってのセンターじゃないかと思うんで、そういう意味で言えば、先生がおっしゃったのと同じようなことも、ここでやろうという意見は出ています。町田のことは詳しく知らないんで、はっきり言えないんですけど、江戸川区で議論に出てきたものは、もうちょっと民間的な知恵を入れた仕組みをつくろうという意味でございました。

それから、3点目の出前講座はもうもちろんエコセンターだとか、自然のほうの出前講座とか、自然の保護をもうちょっと大きくとらえてガーデニングだとか、いろんなものをみんな自然の体系の中に入れて、山野草の植木鉢みたいな小さいのもありますしね、外に出てはね回るのも自然体験ですけれども、ガーデニングとかベランダでやるようなものも、自然体験というような形で少し広くとらえて、そういうふうなものも公民館とかいろんなところに出かけていく。

そしてさらに、ここにありましたボランティアというところですけど、ボランティアというと、何となくただみたいでいいですけど、ただでもいいし、場合によっては1日いくらで、5,000円とか3,000円とか安いお金をまわりが払っていくと。そうすると、そこは若干のパートタイム的な意味合いも出てくるということも含めて考えておいたらいいのではないか。

そういうことで1番、2番、3番とも、先生がおっしゃったような形で、2番については若干そういうニュアンスの違いがあるかもしれないけども、ほとんど同じ、先生がおっしゃったようなことを踏まえて大体つくったらしいと思います。

それから、おっしゃっていただいたんですけど、この1番の「環境啓発・環境教育」というのは一番に出てきているんですね。普通だと、これは後ろのほうに出てきて、「やっぱりこういうこともしなきゃいけませんよ」って出てくるんですけど、今回みんなで議論して、「環境啓発・環境教育」というのは一番ベースにすべての問題にわたってかかわり合ってくることだということで、1番じゃなくてもいいんですけど、絵を描くときには、すべてに関係してくる環境教育ということですので、あえてここでは一番最初に環境啓発と環境教育を持ってきたと。

実は、きのうもおとといも中央環境審議会でいろんな議論がありまして、おそらくこのような作業をやっている中で環境教育や環境啓発をトップに持ってきて環境政策を論じるというのは非常に珍しい事例で、自治体としてもかなり最初のほうではないか。何となく一番最初かなっていう気もしているんですけども、おそらくそうした流れがこれから先、いろんな自治体や国が動いていくときに、こういうふうになっていくと思います。昨今の審議会なんかの議論でもそれが非常に強く出ておりますので、そういう意味では非常に先進的な形になれるかなというふうに思っております。以上です。

【松下会長】

よろしいですか。そういうことで。

【瀬端委員】

何点かちょっとお尋ねしながら、ご意見をお聞きしたいと思うんですけども、1つは3ページで、今、おっしゃった「環境啓発・環境教育」の関係で、今回の環境長期計画の全体にわたって、このエコセンターというのがかなり後からもいろいろ啓発の問題で出てくるんで、このエコセンターって、イメージとしてどういうふうに考えたらいいのか、もちろんハードとして建物、箱をつくるのかなとも思うんですけども、どっちかというと、啓発とか教育とかって、ソフト的な面がかなり強調されていますし、何か施設を設置するというから建設するのか、その設置という意味がどういったイメージのものをエコセンターと想定されているのか、考えたらいいのか。そこまで具体化しているかどうかわからないんですけども、建物をつくるなら、予算とか規模とか、そういうことが具体化されていくのかどうかということを教えていただきたいなということが1つです。

それから、もう一つは4ページですけれども、「ごみ減量と資源リサイクル」のところで、これは基本構想のときにもちょっともう少し具体的というか、少し強調があったと思うんですけども、ごみを少なくする仕組みの構築ということで、受益者負担のあり方の検討ということが盛り込まれているわけなんですけれども、これはちょっとやっぱりそれぞれ考え方とか、違い……。私だけかわからないんですけども、受益者負担ということで、ごみの、あるいは有料化ということで減量化が図れるのだろうかという疑問というか……。一般的にはさっき確かに基本構想のときにお話がいろいろありましたように、ごみを多く出す人も少なく出す人も同じでいいのかと。少ないほど得になるという制度というようなお話もありますて、そういうこともあるかなと思うんですけども、この負担で減量が図れるだろうかというところが、ちょっとやっぱり……。

私も詳しく全国全部聞いたわけじゃないんですけども、いろいろな先行した自治体の例から言うと、有料化した時点、直後にはある程度減量になるけども、長期的には必ずしも減量につながっていないというようなお話もあります。ごみの減量、リサイクルというのはやっぱり分別の徹底というか、あるいはリサイクルの意識啓発の促進・推進というか、そういう住民の努力といいますか、そういった意識の改革、住民の運動というところを中心に推進していくっていう、リサイクル事業の徹底というか、運動化を進めていくということが主体じゃないかなという感じがしているんですけども、ちょっとその辺はご意見を伺いたいのと、検討というのはどういうふうに検討していくのかということですね。

それから、7ページなんですけれども、「自動車環境汚染対策」の問題で、やっぱりここは自動車公害というか、大気汚染対策として区でできること、非常に限られた面があるかなと思うんですけども、そういった低公害車の普及の問題とか、環境に配慮した自動車利用の促進というようなことで、私どもほんとうにそのとおりだなと思うんですけども、やっぱり自動車公害というものの深刻さというのが、いろいろ、この間相次ぐ訴訟がありまして、大体国とか自治体が敗訴しているという例が続いていますよね。提訴された健康被害に遭われた方々の訴訟でいろんなそういう結果が出ていると。東京の公害訴訟というのがあるそうですけれども、この夏には判決が出されるというようなこともあって、東京もやっぱりこの江戸川区も含めた大気汚染対策といいますか、自動車汚染・環境汚染対策について、ここにも盛り込まれているんで、このとおりだと思うんですけども、さらにもう一歩進めて、区としてできることがないかと。

例えば、自動車の排気ガスの測定局をもう少し増やすことだと、あるいは大気汚染の測定運動をして、少しでも空気をきれいにしたいという民間の運動なんかもありますけれども、そういうところとの連

携・助成とか、それから国や都に公害健康被害補償の制度があるんですけれども、国の制度はいろいろ法改正なんかあって、実際には新規の大気汚染が原因だろと思われるような、いろいろな呼吸器系の疾病についての補償は国の制度としては新規認定がなくなっているわけですけれども、東京都にそういう制度があるんだけども、それは18歳未満の方しか、年齢制限があって利用できないとか、そういう問題点もありまして、子供たちが中心ですけれども、あるいは大人の中にもそういう大気汚染の影響がありまして、そういうことに対してどう考えていくのかなというところなんかもせっかく自動車環境汚染対策ということがあるもんですから、その辺の考え方を示すことができないのかどうかということをちょっと感じました。

それから、基本構想のときに、たしかお話、お答えいただいたんだろうと思うんですけども、ちょっと大気汚染対策としての、これはもちろん江戸川区だけでできるということじゃないですけれども、長い見通しの中でパークアンドライドとか、自動車の使用をできるだけ抑制していくような社会というか、そういうことを推進していくという点についての考え方があるんでしょうかということをちょっと改めてお聞きしたいなと。

それから最後に、同じ7ページの「有害化学物質汚染への対応」という問題で、江戸川区は昨年ですか、焼却炉の実態調査をやりまして、それが全焼却炉を調査したということをお聞きしているわけなんですけれども、ダイオキシン対策として焼却炉対策を推進するということがあるわけですけれども、具体的にはダイオキシン条例であるとか、環境ホルモン対策の検討というか、そういうことを今後、区として、そういう新たな有害化学物質への対応ということなんですけれども、条例にするのかどうかはちょっとあるのかもしれませんけれども、ダイオキシン対策などで、焼却炉への対応などをどういうふうにしていくのかなと、対策の推進というのはなくしていこうということなのかどうか、その辺の考え方を実態調査に基づいて、あれば教えていただきたいなど。ちょっといろいろ多岐にわたって申しわけないですけど。

【白井副主幹】

それでは、私から答えられることは私から、あとは主管部のほうと、最後にまた先生からお話をいただければと思っております。

最初のエコセンターでございますが、エコセンターにつきましては、ここに書いてございますとおり、江戸川区にはさまざまな事業者の方がいらっしゃいます。その中には非常に環境に関心の高い事業者の方、また環境に関するお仕事をなさっているような事業者の方もあります。そのような方とか、また区民の方、これも環境に関心の高い方、NPOとか、ボランティアの方もいらっしゃいますので、その方たちとともにこれをつくり上げていきたいというふうに考えております。

今現在で、じゃ、どこに、どのような規模で、どのような予算でつくるかということは、これはつくる際に皆さんとそのような検討会なり、懇話会といいましょうか、そのようなものをつくっていって、そこで出てくるものというふうに考えているところでございます。

もちろん、あと中身といしましてはここに書かせていただいたものでございますし、そこではビオトープ的なものもあわせて自然体験ができるようなこともできれば、また環境のボランティアの集まりの場などとなるものであろうということを想定して、ここで書かせていただいているところでございます。箱物につきましては、これからのこととござります。

それから、2点目でございますが、どのように検討していくかということですが、とにかくこれは基本構想のときに岡島先生からもお話をいただきましたが、とにかくごみを減らしていくこと、ごみに対して減らそうと一生懸命努力をしていく人にやはり何かメリットがあるべきじゃないか。そうでないと人間というのはいくら心の問題とは言っても動かないんじゃないのかというようなこともございました。これは委

員の方からもご意見いただいたところでございますので、そのようなことで、ややこれも検討をどのようにしていくかということについては、そのような検討の場を設けていくんだろうというふうに考えているところでございます。

それから、ちょっと3番につきましては、部のほうから答えさせていただきますが、4番の自動車の抑制でございますが、これにつきましては、ここでTDMというのを書かせていただいてあります。(2)の2番目でございますが、交通需要マネジメントというのが、今、委員がおっしゃいましたとおりに交通需要の調整を図る、いわゆる自動車を減らそうと、抑制しようと。あとは自動車が集中するときに非常に混むわけでございますので、それを減らしていくことということでございます。これは区だけではもちろんできませんけれども、委員がおっしゃったように、ロードプライシングとか、パークアンドライドだとか。それから駅をバリアフリーにして、公共交通になるべくしていこうとか、それから、ここにも書かせていただきましたけれども、公共レンタサイクルの可能性も追求していくとか、また2キロぐらいは歩きましょうよとか、そのようなことをして、自動車を減らしていく社会にしていきたいという、これはここに明確に書かせていただいたつもりでございます。

3番と5番につきましては、部のほうからよろしいでしょうか。

【原環境防災部主幹】

まずは大気汚染対策で、特に自動車対策に関するご質問でございますけれども、今、ご承知のように大気汚染対策というのは、固定発生源による工場から、自動車、移動発生源へ中心が移りつつあります。現実に、例えば窒素酸化物等の発生状況を見ますと、70%が自動車から排出されるというような形で言われておりますし、まさにひとつ、固定というか、ほんとうにみんなが協力をやっていかなければいけないと、そんな状況であろうと思っております。

そんな状況の中で実は区としての測定局のお話がございましたけれども、今、区として測定局は実は8局ございます。8局というのは、1つは一般のさまざまな大気をやる6局が一般局、それからそれぞれ自動車の主要の沿道のところにある自動車排出ガスの自排局と言われていますが、それが2局。8局ございます。これは常時大気を測定しているわけでございます。

そのほか、先ほど測定局を増やしてというようなことも、例でおっしゃっておりましたけれども、現実に街づくりに合わせて、例えば新しい道路が開通したと。そういうときに大気の状況はどうかという形で常に街づくりに合わせて測定局というものは考えていっているという現状でございます。この姿勢というのには今後も必要だろうと思っております。

また、民間のその測定をしたいという方に対しては、当然、そういったお話があれば、みずからの環境を知るという非常に大切なチャンスもありますので、積極的にそれぞれ力添えということをしている状況でございまして、これもこれから大事なことだろうと思っております。

もう一つ、いわゆる低公害車の導入等のお話がございましたけれども、1つ、ここにも低公害車と書いてございます。こういった情報を事業者の方にも投げかけさせていただいて、導入を図っていく、こういったPRということも必要だろうと思っております。また区としてはどうなんだというところでございますけれども、実は区として、これは内規ということでございますけれども、低公害車の導入指針というのをつい最近策定させていただきまして、積極的に導入を図っていくという方向でございます。

先ほど白井課長のほうから、自動車抑制策として、いろいろ基本的なことをおっしゃっていただきましたけれども、現実に、今、例えば毎週水曜日のノーカーデーというようなことをやっていますけれども、これは1つ自動車の抑制策になっているということ。こんなこともやっているということで申し上げさせてい

ただきました。

それから、ダイオキシン対策、いわゆる有害化学物質の関係で特にダイオキシン対策の小型焼却炉にというのがございますけれども、現在、調べたところによりますと、確かに1,500基ほどの小型焼却炉というのが昨年使われてございました。実はダイオキシンということで、小型焼却炉……。東京都が42年に公害防止条例というのをつくりましたけれども、それがいろんな生活環境すべてにかかわるということで、環境確保条例という形で13年の4月から衣がえをして、対策をしているわけでございますが、その中にも焼却というのは原則禁止ということでございます。こういったものに基づきまして、区といたしましても小型焼却炉というものの実態調査を行いまして、今、それぞれ原則禁止ということで、当然、800にあるとか、そういう基準さえ合っていれば使えるわけでございますけれども、基本的に小型焼却炉の実態を見てみると、そういったものが少ないということで、それぞれ撤去ですとか、あるいは使用中止のお願いで実態調査しているところでございまして、これも今後しっかり進めたいというふうに思っています。以上でございます。

【小林清掃・リサイクル課長】

ごみの受益者負担の関係でちょっと補足をさせていただきたいと思います。先ほどのご質問の中で検討はどのようにしていくかというお話がございましたが、岡島先生のほうからもお話が出てまいりましたが、ごみの減量等の推進審議会がございます。今後この推進審議会の中でもこの受益者負担のあり方について検討していくような形になっていくと思います。補足をさせていただきました。

【松下会長】

よろしいですか。じゃ、先生お願いします。

【岡島委員】

いくつか先生のお話の中で、まだ役所のほうから答えてなかった分もあるかと思うんで、エコセンターなんですかけれども、これはよそのものと言うと変ですけれども、この環境だけじゃなくて、教育とか、子供とか、ほかのところとも多分関連してくるだろうと。エコセンターだけ独立してつくるよりは、そういうセンターのところに、例えば保育園とか、お年寄りの場所がみんな一緒にいいじゃないかという話もかなり出ていますので、この辺のところは総合的なものにできたらいいんじゃないかな。そんなことも環境の保護で出ておりまして、環境だけでこういうエコセンターをつくるというよりは、教育とか、福祉とか、そういうところと連動した形で何らかのセンターのようなものを……。例えば今教育か福祉であるものの中にそれを改造して入れたりとか、そういうことも考えられると。全区の中にいくつくるのかとか、小さいのをいっぱいいくつくるのか、中心的なものを3つぐらいいくつくるのかと。そういうこともこれからではないかと思うんです。ただ、1つの方針としては、そのように環境だけということでものを始めるというのではなくして、教育や福祉などと一緒にやったほうがいいのではないかというのが1つの考え方として出ております。

それから、もう一つ大気のところで、自動車のところなどもこの2の中に一般の車より自転車や歩行、バスとかそれからその次に道路づくりというようなところで大分議論が出たんですけれども、ちょっと荒っぽい議論では、まちの中で、路地なんかでとめちゃえと。自動車入れるのよしたらいいんじゃないかなというような話も出たりして、地域に住んでいる方々だけが入れる道もいくつかつくって、地域に住んでいる人は子供が路地で遊んでいても大体知っているからゆっくり走るだろうけど、全然知らない人がワーッと入ってくると危ないと。一般禁止というようなものをいっぱいその地区に合わせてつくったらどうだとか、そんな議論もかなり出ていまして、基本的には車の関係の方もいらっしゃると思うんですけど、なるべく

減らそうじゃないかと。必要以外のところは減らせるような形で、これ、ソフトのほうからできないかという議論が随分出ておりました。

2番目のお金の問題、受益者負担については、やはり、今、課長さんのほうからお話がありましたように、いろんな議論がありましたけれども、基本的に1つだけご理解いただきたいのはお金を取りながら云々ということもあるんですけど、これは経済的手法の1つとして環境税と同じように、環境をいい方向に持っていくために税をいじると。それが環境税であって、何でもかんでも税金をかけるというのは環境税ではなくて、よくしたところは減税して、トータルでは住民の負担は同じだけども、環境をうんと悪くするようなところは重くする。環境にいいことをしているところは軽くするという考え方で、一律に全部課税するということではないんですね。ですから、環境税もそういうこととして、二酸化炭素をうんと出すところからはお金を取りましょうと。しかし、ソーラーハウスとかいろんなところで努力しているところは減税しましょうと。あわせてちょうどいいということですから、この受益者負担のほうもそういう意味で、金を出すのは1銭たりとも嫌だよという話ではないと思うんですね。ですから、そこで1円でも高くすれば、それは弱者の何とかだと、そういう議論はなしだと。そしてトータルでいろいろ考えようということで、1かゼロかという議論ではないということはぜひご理解いただきたいんです。

もちろんこの負担の話が出たときにも、じゃ、独身ですぐどこかに行っちゃう人はどうだとか、お年寄りの人はどうだとか、生活に困っている人はどうだ、それは当たり前の話として当然考えなきゃいけない話ですね。ですからそういう話と一律ごみ代有料だというのとはまた違った話で、ここでむしろ問題になっているのは困っている人とか、そういう人じゃなくて、ルーズでいい加減な人を何とかしようというのが問題で、そのための話であって、困っている人を苦しめるようなことはだれもしたくないし、そういう意味ではない意味で、困っている人よりルーズな人のほうが圧倒的に多いわけですから、ルーズな人たちにはそういうことをして、少しお金を取ってもいいんじゃないかという議論です。

ですから、一律に負担を増やすか、増やさないということではない。そして、努力すれば、目的は減量ですから、住民からお金を搾り取るのが目的ではないということですので、方法論については、今、課長さんがおっしゃったように、先生も基本的には受益者負担はできるだけ避けたほうがいいというご意見だと思いますので、この点はまた議会なども一緒にになってちょっと詰めていかなければならないと思います。

ただ、さっきちょっと環境税のことも説明させていただきましたけれども、受益者負担ということに関しても一律云々という話ではなくて、いろいろごみを減らすための方法の1つとして、そういうことも検討していいんじゃないかということをご理解いただければと思います。

【瀬端委員】

先生のお話でよく理解できたところなんですけれども、難しい問題もあるかなというところで、今後のいろいろな検討の状況を見ながらお互に勉強というか、検討していく必要があるなと思います。慎重にという感じがします。

それと、ちょっと今日はこういった環境とか、どっちかというと、街づくり的なサイド……。それでもすごくきめ細かく書かれています、公共交通にシフトするということで、バス停における上屋設置とか、そういうところまで長期計画というよりも、今すぐ実施してほしいというようなことが具体的に書かれていますので、公共のバスとか、そういうものが利用しやすい環境づくりの促進というのは非常にいいことだなと思って見ました。

ただ、さっきちょっとお尋ねした大気汚染でいろいろ健康の影響がある区民の方々のいろんな切実な要望ということもあります、それはおそらく健康部の所管になりますんで、ちょっと今日のテーマと合わ

ないのかなと思うんですけれども、ただ、自動車環境汚染で、被害をこうむるのはやっぱり人体の健康ということになりますよね。そういう点でやっぱり人体の健康に影響、被害を及ぼさないためにこそ、自動車の利用からできるだけ大気汚染が進まないように公共交通とか、自転車とか、そういう方に行こうという趣旨だということはよく理解できるわけですけれども、現実にやっぱりそういう健康被害が起こっている面があって、それはこれから裁判の結果とか、いろんなことで少し変わっていくかもしれないんですけども、東京都もディーゼル規制なんか一生懸命やっているようなところもありますから。ただ、現実にそういった健康被害が進んでいるという状況について何らかの見解というか、考え方をこういった長期計画の中でもね。健康の分野になるのかもわからないんだけど、ちょっと自動車環境汚染という問題が出たものですから、それに密接にかかわっているのはやっぱり呼吸器系を中心とした人体へのいろんな影響があるし、その問題の解決を図っていくためにこそ、こういった推進が必要なのかなと思っています。

さっきちょっと言ったように、国の制度とか、都の制度があって、その改善方を要望するとか、都の制度については区長会なんかで繰り返し要望されているということは承知はしているんですけども、そういう見通しというか、見方について何か議論されたり、ご検討されたことはないかどうか、なければちょっとしようがないなと思いますけれども。ご意見だけ伺いたいと思います。

【岡島委員】

おっしゃるとおりだと思います。訴訟については今までの訴えられているほうが自動車とか、そちらのサイドで行政をしてきたので、それがおかしいという住民側からの被害要求で出てきているんで、これは時代の流れとしても住民側がずっと変わってきてているということになってきていると思うんですね。ですから、これから先の政策をつくるときには、むしろ住民サイドの視点でつくっていけば、逆の発想ですので、そういうことにはならない。ただし、今、先生がおっしゃったように、健康被害は現実に出ているという場合、おそらく江戸川区と東京都及び国という形からすると、江戸川区が一番住民サイドに立って患者側に立たなければいけないという立場になろうかと思います。

そういうところでの調査とか、相談ごと、もしくは例えば要求もということなども、江戸川区の場合は国や都とはまた違ったスタンスがあってもいいんではないかというのはおっしゃるとおりだと思いますし、公害が非常に激しいときに、各川崎市や東京都、神戸でもやっておりましたけれども、決まった条例の上乗せ・横出しといって、その地域にふさわしい、例えば国でつくった法律に東京都が条例をつくって、もっと厳しくしてやっていったという歴史がありまして、それによって結局うまくというか、少しずつ改善していくわけですね。ですから、国や都がやる方法だけでいいというわけではなく、江戸川区は江戸川区なりに患者さんが多い場所などがあれば、そういうところに向かって、やはり区独自の特別な条例をつくるなりして、上乗せ・横出しをやって対処すべきだという議論もありまして、その辺は先生のおっしゃるとおりだと思います。

それから、健康のことは、健康ではなくて、やはり環境のところで、今、先生のおっしゃったところは一文押さえておくべきだと思います。以上です。

【平田委員】

自動車環境汚染ということになると、私ども車がたくさんございますので、加害者の1人なんですけど、当然運転手は加害者であり、我々加害者であると同時に被害者でもあるという現状なんでございますけれども、この中で電気、天然ガス、あるいはメタノール、ハイブリッド、これはもう当然こういうふうに車自身が変わってまいります。これは一番いいことなんでございますけれども、現在では皆さんご存

じのようにディーゼル車が一番多くございまして、一番の問題は先ほどお話のございました窒素酸化物NOXの問題、あるいは浮遊粒子物質でございますね。そのほうがむしろのどに入るというのが非常に多くございまして、SPMと言われているんですけど、こういう問題をまき散らしながら走っているということで規制がいよいよ始まるということなんでございます。

ただ、私は一番、今、心配しておりますのは、いわゆるこういう車に対して税金だけをかけて、そして車の通行を減らそうとする、今、現在、東京ではそういうことを考えておられるんです。例えばの話、私はもっと一般住民が困るときが来る。20年先はもちろんわかりませんけれども、現在です。と申しますのは、皆さんご存じのように来年の10月からいろんな規制の問題が出てまいります。ところが、窒素酸化物を出すこういうものを少し規制する機械といいますか、補助具というものがいまだ完成されてないというのが1つと、あとはもう一つ、軽油そのもの、ディーゼルそのものに硫黄物がたくさん入っておりますので、これを少なくするという、いわゆる石油業者の考え方をもっと指導しなきゃいけないということ。

もう一つ、今、東京都でお考えになっておられるのは、高速道路を通ると、税金を取りますよということになりますと、当然、下を走るわけです。そうしますと、もし予定どおり来年の10月になりますと、再来年の今頃はトラック、ディーゼル車、大小兼ねてほとんどが下を走ります。まず上を走るっていうことは珍しくなってまいります。そうしますと、一般の住民というのは、もっとこういう被害が大きくなってくるということを考えれば、税金というか、お金を取るということではなくして、全部国を挙げてこの問題に対処しなきゃいけないと、私はそういうふうに考えているわけで、運送業者、あるいはトラック業者、メーカーだけにかぶせるということは、私は非常に難しい問題だろうという気がしてあるんでございます。

そういう面では、この中に東京都と歩調を合わせるといいますか、東京都と連携しながらやりたいということですけれども、そういう中でどういうふうにして将来は変わってくるだろうかというのが私どもの心配の種の1つでもあるわけなんです。ご存じのように1台車を買いますと、今現在、都内を走っているのはほとんどが15トン車でございますけれども、これが1台大体1,000万から1,100万ぐらいするんです。ところが仕事をする上では、皆、箱をつけるわけですよ。箱をつけますと、大体千二、三百万ぐらいまで下手するといっちゃうという。これが今度、一度に7年以上使用した車については廃棄をしろと。そうしますと、例えば10台買うと、1億円以上のお金がかかるわけです。そうしますと、運送業者というのは零細企業ですから、おそらくそれはできないだろうということになってきますと、近い将来、3割ぐらい車が減るんじゃないかな。

私が一番心配しているのはそれも同時に、こういう汚染の問題も心配しているんですけれども、日本の経済を浮揚させるための一一番の原動力になっているのは、やっぱり輸送というものが、今度は少なって、逆に単価が高くなってくるんじゃないかなという考えをしているわけです。江戸川そのものも、実は、私が10年ぐらい前に地区長をやっておったんですけど、そのときに江戸川区というのは一番トラックが多くございまして、410社で大小混ぜ合わせて1万台ございました。これは東京都でトップでございまして、三多摩除きましても、23区内ではトップと。ところが現在、業者が380社、大分減ってまいりました。トラックが7,000台、もう3,000台減ってきてるわけです。そういう状況の中ですけれども、これでまたこういう規制が出てまいりますと、おそらく買えない。代替ができないとなってきたと、まず最低2割は少なくなるだろう。平成15年、17年に国が同じことをやりになるわけですから、その時点になると、3割から4割近く少なくなるだろう。そういう点ではディーゼルによる公害というのは少なくなることは確実でしうけれども、それまでに国も何か対策を全部立ててもらわなきゃいけないなと。

ただ、代替するときに、補助をしようという話も出ているんですけども、補助をしてもらっただけでは、この公害問題というのは直らないということですよ。絶対解決にはなりませんので、国を合わせてこういう物質の出ないような車両を考案してもらいたいなというのが、私の考えでございます。

【岡島委員】

江戸川区の長期構想とは若干外れちゃったかもしれないけれども、おっしゃるとおり、実は私も東京都のディーゼルのシンポジウムとかそういう委員会にずっと出ていたもんですから、一言話しますけど、このディーゼルの問題はだれが悪いという問題ではないと思うんですね。ですから、トラック、だってみんな必要でしょう。宅急便だって何だってみんな必要で使っているわけですから。だからトラックだけが悪いというのは、これは筋違いであって、ですから、みんなが悪いって言えば悪いんですね。だからそこをみんなで分担して負担をしなきゃいけないというのが基本的な考え方ですね。ですからトラックの業界だけに負担を強いたり、もしくはトラックの業界が悪いというようなものの言い方は一切するのをよそうというのが基本的な原則です。みんな使っているわけですから。必要だからやっているわけですね。

その中でやはり結果的には東京都が何か税金なんかつけても、おそらく値上げということになるんですね。値上げになると、減るかどうか、現状維持になるのかわかりませんけど、値上げというようなところを、おそらく容認せざるを得ないだろうと。容認することによってそれは消費者の負担が増えるわけですね。消費者も負担しようと。そしてトラック業界も努力してできるだけ改善しようと。役所は役所でやろうということで、それが積もり積もって今度は国の政策ということになってくるわけでしょうけれども、基本的にはおっしゃった苦しいお立場もわかりますけれども、みんなで議論をしているディーゼルSPMを減らさなきゃいけない、発がん物質が出てくるじゃないかとか、SOXも困るといった大事なところでの議論は、今、言ったようにだれが悪いということではなくて、みんなでやろうということですので、ぜひその辺は暗く気持ちを持たないで……。

シンポジウムなんかやっているところは必ず、それは私ども言うんですよね。東京都トラック協会や、全国トラック協会の人たちに来てもらったけれども、うっかりすると、おまえが悪いみたいな議論になるんで、なかなか出て来にくかったんですけども、私どもは司会をやったりするときに、最初にそれを言うから出てきてほしいということで、どこに問題があるのかをみんなで考えようということに、今、流れとしては……。新聞などでは税金とかそういうものだけがどんどんと表に出てきますけれども、しっかりした議論としてはそういう議論になっておりますので、ぜひあんまり過度に心配されなくても大丈夫じゃないかなと思うんですね。

それから当然そういったような不当な、トラックだけが悪いというような空気に対しては強く反発して、そうじゃないと。これは必要なんだということで、世の中の必要なものであるわけですから、みんなで負担を分けようじゃないかというのが原則で、トータルでSPMやNOXなどが減らせると、そこが問題だということですので、ぜひ、その辺はちょっとあれですけど、気持ちを楽に持たれてお互いに努力していくばいいんじゃないかと思います。

【松下会長】

ほかに。棚橋委員。

【棚橋委員】

ごみの問題なんですけれども、分別回収されていますけれども、今、分別回収をしている基準というの非常に難しいと思うんですね。どっちに入れていいのかということを考えることができますけれども、お聞きしたいのは今後、もっと細分別という、細かく分けて回収するような考え方があるのかどうかということ。

もう一つは、スーパーなんかに置いていただいている回収ボックス。置い

てあるのが法律的な問題で置いてあるのかどうかというのはよくわからないんですけれども、それをもつと街の小さな商店とかというところにも置いていただけるような法制化なのか、あるいは資金援助ということなのかもしれませんけれども、回収できる場所が多くなればきちんと回収できるんじゃないかなという、回収率も上がるんじゃないかなと思います。

それともう一つ教えていただきたいんですけど、今、回収ボックスを設けていただいているところの回収割合というんですか、例えばトレイを出した分についてどれくらい回収されているかということが調査でわかっているらっしゃるかどうか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

【松下会長】

はい、課長。

【小林清掃・リサイクル課長】

まず1点目の分別の今後の方向性などでございますけれども、資源回収については新聞、雑誌などの古紙、あるいはダンボールなどの古紙と、それからビン・カンについて、今、分別をしてあります。これ以外に俗に言うミックスペーパーと言ってますようなその他の紙類ですとか、それからあと、その他のプラスチック類、こういうものについて今後、容器のリサイクル法なんかではそういうものも分別ということの方向が出ていますので、考えられるわけですけれども、なかなか現実の問題として、やはりまだその辺の分別、これがほんとうにどの分類に該当するのかというの非常にわかりにくいということもございますし、表示もまだ十分にされていないという部分もあります。

それから、こういう分別の方法をやったときに、非常に区民の方の手間とか、そういう問題もございますし、費用の問題もございまして、今後やはり分別をさらに広げていくということは大切だというふうに認識してあるんですけども、この辺の方向については今後もう少し時間をいただきながら、区民の方とも意向を見定めながら広げていきたいなとは思っております。

それから、回収ボックスでございますけれども、今のペットボトルにつきましては、区内のコンビニエンスとか、それからスーパーさんが回収協力店という形で約300店ほどご協力いただいております。これについてはあくまでご協力の形でございますので、コンビニエンスの協会とかスーパーさんとそういうふうな協力の関係でやらせていただいております。これをすべての集積場にというふうな、ペットボトルなんかについてそういうふうなお話が時々ございますけれども、今、地域の中で、あるいは空白地帯という部分につきましては、より協力店さんにお願いするという形も進めておりますし、当面は集積場、今、1万7,000カ所ほどございますけれども、こういうところではなくて、回収ボックス店頭協力店さんにお願いしながらやっていくと。それから、例えばトレイについてもやはり同じような形でさせていただいているところでございます。

それから回収割合ですけれども、これにつきましても、その店によっても違いますけれども、毎日この店は回収という形で行っておるんですけども、一つひとつの店で見ると、1週間に1回とか、1週間に2回とか、そのような頻度になっていると思います。以上でございます。

【松下会長】

よろしいですか。ほかに。はい、藤居委員。

【藤居委員】

すみません、今の回収について関連することでお尋ねしたいんですけども、今、資源回収して、ちゃ

んと循環している、またさらに新たな製品になって回っているものだと、紙類なんかについてはそうだと思うんですけれども、今、言われたその他プラスチックとか、こういったペットボトルについては、私も最近の情報がよく自分の手元にないのでお尋ねしたいんですけども、スーパーなどは非常にこういった製品がどんどん増えているというふうに実感するんですね。一人暮らしの方たちも増えているし、働く人たちが増えているために、お惣菜類がすごく多くなって、それを入れている容器はほとんどこういったプラスチック類だと思うんです。これがいわゆる事業者だと、お店も含めてですけれども、そういうところの責任においてリサイクルをするという、いわばそういった法律ができていると思うんですけども、またその法の不備という部分も指摘されていると思いますが、現状はこれはちゃんとリサイクルされて、私たちが再び使うものになっているのかということを、これは国全体のことかもしれません、その辺、最近はどうなのかということを1つお尋ねしたいんですね。

それと、あとごみにするものを出さないで、さらに、今、出ている生ごみなどの減量をしていくことで、ごみを減らしていくことがあるということと、それから、今、大きな問題になっている最終処分場の問題で東京都はまだ20年か、30年ぐらいなんでしょうか。そういった最終処分場の問題を抱えているためにこういう不燃のごみを、今、東京都23区は溶融炉を使って高温の処理をしてスラグにして一般の埋め立てよりももっと小さくして、埋め立てる、あと道路工事などに使うということをされていますよね。多摩のほうではエコセメントと言って、再びセメント類にしていくというような技術がすごく進歩していくために、ダイオキシンの問題などもクリアしたそういう工場をつくることが可能になってきているので、私たちがごみを減らすという観点を持ち、生活をしていくということは必要だということと、一方で、行政、国が進めているそういう対策の部分の江戸川区の考え方として、きちんと私たちが正確な情報を持ちながら姿勢を示していくことがすごく大事なのかなと思うんですけど、私も最近の情報が不足しているので、そういう考え方についてはどうなんでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

【松下会長】

はい、課長。

【小林清掃・リサイクル課長】

最初の1点目なんですけれども、事業者の処理責任といいますか、こういう部分でよくペットボトルなんかも引き合いに出されますけれども、やはりそういう一般のご家庭のごみと違って、事業者の方は必ず事業者処理責任という形で、これは守ってもらわなきゃならない一番の大きい問題だと思うんですね。やはり、そういう部分について江戸川区としても家庭とは分けて事業者の負担については、まず排出抑制をやってもらうという、その後再使用、再利用という形で、例えば紙につきましては、今、事業系の古紙リサイクルという形で、今までにそういう全部ごみになっていたものをリサイクルしてもらうという形で、今、事業系の古紙にもやっていただいているし、それから、先ほどの店なんかにはいろいろ惣菜の関係でプラスチック類とかというお話もありましたけれども、こういう事業者の方につきましては、とにかく自分の責任でそういうものを処理するというようなことを、私どもとしては繰り返しお願いするという形で取り組んでもらいたいと考えてあります。

それから、もう一点目のごみの減量についていろいろ情報のお話がございましたけれども、プラスチック系の不燃ごみにつきましては、今、実際に燃やしているということではなくて、細かく碎いて実際は埋めています。最終処分場につきましては、今、20年とか、30年とかいうふうな形で東京都で言われておりますけれども、基本的に燃えるごみにつきましては江戸川の清掃工場を中心に燃やして、その燃やした後の灰は埋め立てていると。燃えない不燃ごみにつきましては、細かく碎いて、その際資源になるも

のについてはふるいにかけて分けて、例えばアルミですとか、鉄とかは回収して、それ以外のものについては埋め立てているという状況でございます。

先ほど来いろいろお話がでていますけれども、ごみを減量するということで、一番基本的なのは、やはり区民の方や事業者の方のご協力、意識だと思うんですね。そういう意味では啓発といいますか、区民の方にほんとうにわかりやすい情報をどうしたらいいのかということを繰り返しやっていかなければならぬと。昨年は11月にごみの正しい分け方とか、資源の関係につきまして、見開きのパンフレットを作成していただきまして、全戸に配付したところでございます。こういう印刷物を始めとして、ごみダイエットといったような雑誌もつくれておりますし、また江戸川区広報とか、FM等、いろいろな媒体を使いながら、繰り返しそういう形で区民の方に啓発情報を流していくという形で今後とも臨んでいきたいと思っております。以上でございます。

【藤居委員】

そうしますと、私が勘違いしているのか、溶融炉というのは、私、エコセメントのことちょっと聞いたんですが、それはどういったものの処理というか、焼却をした結果出てくるものだと、どういうときに使っているものなんでしたか。

【小林清掃・リサイクル課長】

自治体によりましては、例えばプラスチックの関係には、不燃ごみについても確かに燃やしているところもございます。以前はこういうプラスチック関係のものにつきましては、ダイオキシンが発生するとか、あるいは工場の技術的に炉の問題とかありますて、そういう化学物質が出るとか、あるいは炉を痛めるとかということで、東京の場合はそういうことでずっと燃やしていないと。それからなるべくペットボトル等についてはリサイクルをするということでそういうものも燃やしませんけれども、自治体によってはそういうプラスチック類について燃やしている自治体もございます。リサイクルの順番としていろいろ排出抑制ですか、再使用、再利用というのがありますけれども、その後に熱利用というのもございますので、そういう部分で燃やすことによって、その熱を有效地に電力に変えたり、いろいろな形で熱を有效地に利用するという形もございますので、そういう部分で自治体によっては利用しているところもあるという形で考えております。

【藤居委員】

わかりました。じゃ、いずれにしましても、江戸川区として、そういう不燃ごみも含めてごみを減らしていくということを事業者も行政ももちろんですけれども、そういう方向性で努力をしていくということでいいわけですね、考え方として。わかりました。

【松下会長】

棚橋委員。

【棚橋委員】

先ほどお話ししたものに関連するんですけれども、ぜひ分別回収にするということが啓蒙運動というか、ほんとうに区民の皆さんに環境問題について考える機会を与えることになるんじゃないかなという気がするんですね。ですから、非常に区民からの反発も大きいとは思うんですけども、ぜひそういう分別回収ということをもうちょっと取り上げていただいて、それをこういう環境問題に対する啓蒙というところ

に使っていただければなという気がします。

【松下会長】

はい、課長。

【白井副主幹】

今のご議論で、この計画に資源回収、それから収集・運搬の話を、今回書こうかなと思っていたんですけども、ちょっと間に合いませんで、そのところが書いてないんで、今、棚橋委員のようなご意見、ご提案いただいていると思いますので、そのところは何しろ分別回収は徹底してやらなくてはいけない。それはもう、先ほど来言っているとおり、やらない人とやる人が出て、そのまでまちが悪くなってはいけないわけでございますので、そのあたりもこの長期計画、基本計画に加えて載せさせていただきたいというふうに思っております。

【松下会長】

ほかにございませんか。よろしいですか。会合の予定はこの間全部やりましたよね。次回はこれにもありましたよね。

【白井副主幹】

それで、次回の産業の分なんですが、基本計画を本日お渡しきませんでした。それで来週早々お送りさせていただきますので、次回の会議のときにお持ちいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【松下会長】

ほかにないようでしたら、本日はこれを持ちまして閉会いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

了